

蒲郡市骨髄提供者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄及び末梢血幹細胞の移植の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「骨髄提供者」という。）及び骨髄提供者が勤務する事業所に対して助成をする蒲郡市骨髄提供者助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 骨髄等の提供日に、蒲郡市の住民基本台帳に記録されている骨髄提供者
- (2) 前号の骨髄提供者（個人事業主を除く。）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体による同種同類の助成金又は奨励金等を受けている者は対象者としなない。

(助成金額)

第3条 助成金額は、骨髄等の提供のための通院、入院又は面接（以下「通院等」という。）の日数に応じて別表に定めるとおりとする。ただし、算定できる日数の上限は、1回の提供につき通算7日とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする骨髄提供者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市骨髄提供者助成金交付申請書兼請求書【骨髄提供者用】（第1号様式。以下「請求書」という。）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類（通院等の日数が確認できるもの）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業所（以下「申請事業所」という。）は、蒲郡市骨髄提供者助成金交付申請書兼請求書【事業所用】（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号の書類は、骨髄

提供者が前項の交付申請を行った場合には添付を要しない。

- (1) バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類（通院等の日数が確認できるもの）
- (2) 骨髄提供者との雇用関係が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の申請書は、骨髄等の提供日から1年以内に提出しなければならない。ただし、天災その他市長がやむを得ない理由があると認める場合についてはこの限りでない。

（助成金の交付決定及び支払）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定し、蒲郡市骨髄提供者助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により速やかに申請者又は申請事業所に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた申請者又は申請事業所の指定の口座に交付すべき助成金の額を振り込むものとする。

（実績報告及び助成金額の確定）

第6条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による助成金の額の確定通知については、第4条の規定による交付申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

（不正利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（証拠書類等の保管）

第8条 助成金の交付を受けた者は、交付申請及び交付決定に関する証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市骨髄提供者助成金交付要綱の規定による第1号様式及び第2号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

対象事項	助成金額	
	骨髄提供者	骨髄提供者が勤務する事業所
健康診断に係る通院	1日につき2万円 (上限7日まで)	1日につき1万円 (上限7日まで)
自己血貯血に係る通院		
骨髄等の採取に係る通院・入院		
骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面接		